



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2,000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、8,000円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和4年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和22年4月1日以前に生まれた方)

ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。



■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

熊野御坊南海バス	☎22・1020
----------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

【お問い合わせ先】いきいき長寿課 ☎63・3807

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事業業者(一覧表)」(下記QRコード)で紹介しています。



下水道への接続はお済みでしょうか？



お問い合わせ ☎63・3805



お問い合わせ
☎63・3802

町税は納期限内に納付しましょう

町税は自主的に納期限内に納付することが原則です。

納期限までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発送した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。徴収金とは、本税に、延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

まだ納付されていない方は、金融機関等で早急に納付してください。

【納期限を過ぎても納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ① 督促状の送付
- ② 電話や文書、直接訪問などによる納税の催告
- ③ 財産調査を実施
- ④ 預金、給与、不動産等の財産の差押え
- ⑤ 差押えた財産の公売・換価

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へ是非ご相談ください。

【夜間納税相談窓口の開設】

次のとおり夜間の納税相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時 令和3年12月16日(木)

17日(金)

午後8時まで

場所 役場別館1階 税務課

中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会(山口美雪会長)が、町内中学生から募集していた令和3年度「税に関する中学生の標語」に221人の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場庁舎内に1年間掲出されます。

【受賞作品】

「税金を 納めてつくろう 笑顔の輪」

日高中2年 林 伽音

「僕たちの 輝く未来 税金で」

日高中3年 嶋田倫也

「税金で 明るい未来 つくろうよ」

日高中1年 内田大夢